

核兵器禁止条約に日本政府が積極的な役割を果たすことを求める意見書

核兵器禁止条約の国連会議第2会期が6月15日から7月7日までニューヨーク国連本部で開かれます。国連会議のエレン・ホワイト議長は5月22日、第1会期(3月27日~31日)の議論をもとに、同条約の草案を公表し、多くの被爆者や広島市長、長崎市長も歓迎の声をあげました。

草案は前文で、核兵器の非人道性について強調し、「ヒバクシャ」や「核実験被害者」らの「苦難に留意」と述べ、「多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組み」についても高く評価しています。

第1条は核兵器の「開発、生産、製造、取得、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験」などを禁止し、核兵器を違法化して「悪の烙印(らくいん)」を押しつけています。「自国の核兵器を廃棄した国のための措置」(第4条)を明記し、核保有国に参加の道を開いています。草案は、核兵器を法的に禁止するとともに、核兵器全面廃絶につながる大きな意義を持つものとなっています。この草案が、第2会期の議論の基礎となりますから、核兵器廃絶を求め続けてきた広島県民にとって画期的です。

しかし、日本政府は唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約に反対し、第1会期に欠席したばかりか、第2会期についても欠席を表明しています。

よって、政府におかれましては、核兵器禁止条約に背を向ける態度を改め、条約への参加を検討し、核兵器禁止条約の成立のため積極的な役割を果たされるよう、非核都市宣言をしている自治体の市民代表機関である尾道市議会として、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月27日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて